

お知らせ

富士見町農業振興地域整備計画の総合見直しに伴う農振随時除外等受付日(後期)の日程変更

現在、富士見町では平成26年3月末を目標に、農業振興地域の農用地区域(青地)の見直し作業を実施しています。

この見直し作業にあたり、通常は7月と1月の年2回受け付けている「随時除外」の申請について、1月受付分を12月2日(月)の約1ヵ月半、繰り上げることとしました。

農用地区域(青地)を除外して農地転用を予定されている方は、あらかじめご準備をお願いします。詳細は産業課営農推進係へご相談ください。

問 産業課 営農推進係

☎62-9328

生活支援ハウス

町では、自立した生活に必要な住居環境を提供するために、池袋区内にある複合福祉施設清泉荘内に「生活支援ハウス」を設置しています。

●利用できる方

原則として60歳以上のひとり暮らし、または夫婦のみで世帯の方で、高齢等のため独立して生活することに不安

がある方です。

●利用定員

単身用居室4室・夫婦用居室2室 計8人

※今年から、夫婦用居室については60歳以上の親子、兄弟での利用も可能となりました。

●利用期間

6ヵ月以内

●利用手続等

申請後、面談等を行い利用の可否を決定します。

●利用料等の負担

利用料・暖房費(1月から3月)・電気料・上下水道料および自炊に要する経費等です。

※利用料は収入により異なりますので、お問い合わせください。

(注)平成25年11月から平成26年3月までの冬期間の利用を希望する方は、9月末までに「利用申請書」の提出が必要となります。その後、面談等をさせていただき、必要度の高い方から利用していただきます。

問 住民福祉課 介護高齢者係

☎62-9133

製品火災から身を守りましょう

技術の進歩とともに新しい製品が次々と誕生し、私たちの生活は大変便利になっていきます。しかし、それに伴って製品に関する事故が増加・多様化してきています。

製品自体が原因で発生する事故だけでなく、使用者の誤つ

た使い方や、不注意によって起こる事故も多く発生しています。私たちが、普段使用している製品にも危険が潜んでいることを認識し、事故の発生を未然に防ぎましょう。

【製品火災を予防するためのポイント】

●台所で調理中など、火の使用中はその場を絶対に離れない

●コンロの周りに燃えやすいものを置かない

●カセットボンベ等のスプレー缶のガス抜きは、屋外で行う

●お風呂を沸かす前には、水が入っているか確認する

●コンセント、プラグ部分はこまめに掃除する

●コードの上に重いものを置いたり、コードを引っ張ったりしない

●家庭用電化製品は、長期間使用しているうちに熱・湿気・ほこりなどの影響により部品が劣化し、発煙・発火を起こすおそれがあります。

●何か少しでも異常を感じたら、製品の使用は直ちにやめ、販売店またはメーカーに相談しましょう。

問 消防課 予防係

☎61-0119

第28回 富士見町民マレットゴルフ大会参加者

●日時

9月15日(日) (受付)午前8時〜午前8時30分

●会場

町民広場マレットゴルフ場

●参加資格

町内在住の方

●申し込み

大会当日に会場受付

問 生涯学習課 社会体育係

☎62-2400

「すわよう祭」一般公開

諏訪養護学校では、今年も「すわよう祭」を開催します。お気軽にお出かけください。

●テーマ

「もりあがろう!げんき100ばい!すわよう祭」

●日時

10月5日(土) 午前9時30分〜午前11時30分

●場所

長野県諏訪養護学校

●内容

児童・生徒の作品展示、手作り作品のバザー、模擬店ほか※お車で越えの際は、係員の指示により、校舎周辺または学校校庭をご利用ください。

問 諏訪養護学校

☎62-5600

秋の全国交通安全運動

【期間】

9月21日(土)〜9月30日(月)

夕暮れ時から夜間にかけて、自宅近くで交通事故にあう方が増えています。

「ちょっと、そこまで」と近所に出かける時も、反射材などを付けて出かけましょう。

●スローガン 信濃路はゆと

りの笑顔とゆずりあい

●運動の基本 子どもと高齢者の交通事故防止

●運動の重点

・通学路・生活道路の安全確保と歩行者保護の徹底
・夕暮れ時や夜間の歩行中と、自転車乗車中の交通事故防止(反射材用品の着用と、自転車前照灯を点灯することの徹底)
・全ての座席で、シートベルトとチャイルドシートを正しく着用することの徹底

問 飲酒運転の根絶建設課 都市計画管理係

☎62-9216

相談

特設人権相談所の開設

諏訪人権擁護委員会では、人権擁護活動の一環として、特設人権相談所を開設します。

毎日の暮らしの中で起こるさまざまな問題「いじめ・体罰・不登校・児童虐待・家庭内の問題・悩みごと」など何でもご相談ください。

予約は不要、相談は無料で秘密は堅く守られます。

●日時 10月4日(金) 午前10時〜午後3時まで

●会場 町民センター 諏訪人権擁護委員協議会 事務局

☎52-0583

または長野地方事務局 諏訪支局

☎52-2440

県下一斉司法書士
無料法律相談

10月1日は「法の日」です。この日の日に、司法書士無料法律相談が実施されます。(秘密厳守)

日時 10月1日(火)
午後5時～午後7時

場所 町民センター1階

内容 不動産の登記、会社(法人)の登記に関するもの
・高齢者や障がい者の財産管理に関するもの
・相続に関するもの
・不動産の売買や、贈与等の取り引きに関するものなど

問 植松司法書士

☎61-2077

募 集

長野県農業大学校 入学生

26年度より就農を目指す専攻コースが新設されます。当コースでは「人間力」「経営力」「生活力」「技術力」を身につけ、時代に対応できる企業の農業経営者を育てます。

●学 科 総合農学科実践経営者コース

●定 員 10名

●修業年限 2年

●受験資格 高卒等以上

●入学試験 筆記試験(小論文のみ)・人物考査(面接)

●出願期間 10月21日(月)～11月1日(金)
問 長野県農業大学校 農学部事務局
☎0266-278-5211

町営住宅入居者募集

問 総務課 管財係 ☎62-9325
Eメール: soumu@town.fujimi.lg.jp

◆住宅の概要(募集戸数:1戸)

住宅名	構造等	規格	家賃(一律)	所在地等
信濃境町営住宅 8号	木造平屋建 昭和61年度建築	2KY	27,000円	富士見町境7120-2 信濃境駅より南へ約600m

K…台所 Y…浴室(浴室給湯・浴槽付)

【募集期間】9月2日(月)～9月13日(金) 【申込方法】総務課管財係に備え付けまたは町ホームページ内の申し込み用紙に記入し、必要書類を添えて提出してください 【選考方法】公開抽選 【抽選日時】9月17日(火)午前10時～ 【会場】役場302・303会議室 【入居日】原則として入居決定後10日以内

◆入居資格 次の①～⑥の資格を全て満たす方

- ①地方税を滞納していない方
- ②現に同居し、または同居しようとする親族があること(町条例第5条第2項に該当する場合は、単身入居可能)
- ③公営住宅法による月収が規定の額以下の方 ○一般世帯-158,000円以下 ○高齢者身体障害者世帯等-214,000円以下
- ④現に住宅に困窮していることが明らかな方(自己の持ち家がある方は不可)
- ⑤町内に住所または勤務先を有する方
- ⑥入居者および同居者が暴力団員ではないこと

ご存知ですか!?

男女共同参画のこと

Vol.6

町では、平成25年度から第4次男女共同参画計画「すずらんⅣパートナーシップふじみ」がスタートしました。そこで、このコーナーでは計画で掲げた25の施策(目標)の中から、その一部をご紹介します。

施策 毎年、小学校5年生に男女共同参画啓発冊子を配付し、低年齢のうちから男女共同参画意識の向上をはかります。

【現状】若い世代では、男女が対等な立場で活動できる社会が自然であると受け止められるようになってきましたが、依然として「男だから〇〇、女だから〇〇」と性別によって役割を固定的に考えがちな傾向がみられます。低年齢のうちから具体的、効果的な施策による男女共同参画意識の向上が求められています。



このような施策を掲げ、よりよい男女共同参画社会の形成に向けて努めていきます。

「すずらんⅣパートナーシップふじみ」とそのダイジェスト版は、コミュニティ・プラザ内 生涯学習課 男女共同参画係にあります。

問 富士見町教育委員会 生涯学習課 男女共同参画係 ☎62-7900

消費者見守り情報 No.33

問 住民福祉課 住民係 ☎62-9112
松本消費生活センター ☎0263-40-3660

注文してないのに損害賠償請求書が!?

たので、「健康食品を使う習慣がないので、頼んでいないから送らないでください」と言って電話を切った。するとしばらくして差出人の記載のない封書が届き、「健康食品の注文を確認したところ、頼んでいないなどと発送前日にキャンセルをされたため、損害が発生したので、期間内に3千円支払わなければ法的手段に訴える」という内容が書いてあった。注文していないのだから損害賠償請求される覚えはないがどうしたらよいのか?

突然知らない業者から「ご注文いただいた健康食品を送ります」と電話があった。注文していないのだから損害賠償請求される覚えはないがどうしたらよいのか?



現在、このような相談が増えています。

時には、事前の連絡もなく、突然損害賠償請求書が送付されてきたり、覚えがない健康食品が送られてきたため受け取り拒否をしたところ、後日損害賠償請求書が送付されることもあります。

書類に「法的な手段を取る」などと不安をあおるような脅し文句が書いてあっても、利用した覚えのない請求は支払わないで無視しましょう。決して相手と連絡を取ってはいけません。

9月の納税等

国民健康保険料/後期高齢者医療保険料
保育料/上下水道使用料/住宅使用料

納期限・振替日は9月30日(月)です

※毎週火曜日は午後7時まで夜間納税窓口を開設しています。ご利用ください。

問 財務課 収納係 ☎62-9123